

**【加入資格】**

宝塚市内で引き続き6ヶ月以上事業所等を有し営業されている商工業者なら業種、業務、規模の大小を問わずご入会いただけます。また、地区外の方でも本商工会議所の趣旨にご賛同いただける方は特別会員としてご加入いただけます

◇「商工業者」とは

- (1)自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2)店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3)鉱業を営む者 (4)取引所 (5)会社 (6)相互会社

◇下記の方々も、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員とすることができます。

(1)本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体

- 1.協同組合 2.信用金庫 3.労働金庫 4.公社 5.経済関係団体 6.医療法人 7.社会福祉法人 8.弁護士法人
- 9.監査法人 10.税理士法人 11.特許業務法人 12.産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人
- 13.地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
- 14.地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
- 15.地域経済の振興等に資する中間法人
- 16.まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
- 17.観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

(2)本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人

- 1.医師 2.歯科医師 3.助産師 4.弁護士 5.公認会計士 6.司法書士 7.税理士 8.行政書士 9.弁理士

(3)本商工会議所の地区内に引き続き6ヶ月に満たない期間営業所等を有する商工業者

**【会費】**

「法人会員」、「個人会員・会社以外の法人・その他の会員」で会費基準が異なります。

従業員数割 1口 月額 250 円 年額 3,000 円／法人4口以上 個人他3口以上

※詳細は、裏面「会費負担口数基準表」をご参照ください。

年会費は3年に1度、商工会議所の定める年に見直しをし、会費算出の根拠となる従業員数はその年の4月1日現在のものとなります。年度途中で新たにご加入いただく場合は加入時の従業員数をもって算出します。(裏面参照)

〈例〉個人事業で常用員2名、パート・アルバイト1名、実稼動人員によるパート・アルバイト1名、

個人事業主1名の場合、合計人数5名で、従業員数【5人以下】の行、【個人会員・会社以外の法人・その他の会員】の欄を適用して年会費9,000円

◇入会費は無料です。

◇加入時の会費額について

入会月から年度末までの会費を月割でいただきます。

〈例〉年会費が9,000円で5月から加入の場合、月割になりますので1ヶ月750円×11ヶ月＝8,250円

◇会費のお支払方法

便利な口座振替をお勧めしております。振替は年1回5月27日頃を予定しております。(ご希望の場合、前期、後期に分けての振替が可能です。)振替前に口座振替のお知らせをお送りさせていただきます。

◇初回会費のお支払い

初年度分は現金またはお振り込みでお願いしております。加入申込書のご提出のほか、ご入金をいただいていた加入とさせていただきます。